

## 東京都子供・若者支援協議会設置要綱

平成26年2月4日 25青総青第1072号

### (目的)

- 第1 子供・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）  
第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

- 第2 協議会は、第1の目的を達成するため、次の事項を所掌する。
- (1) 子供・若者の支援に係り、協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）相互の情報交換及び連絡調整に関する事
  - (2) 子供・若者の支援に係る構成機関の相互連携・協力に関する事
  - (3) 子供・若者の支援に係る調査研究、支援にあたる人材の育成及び広報啓発に関する事
  - (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

### (組織)

- 第3 協議会は別表に掲げる構成機関をもって組織する。
- 2 会長は、東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の職にある者をもって充てる。
  - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
  - 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名する構成機関の代表者がその職務を代行する。

### (調整機関)

- 第4 法第21条第1項に規定する知事が指定する子供・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、東京都青少年・治安対策本部総合対策部とする。
- 2 調整機関は、次に掲げる事務を行う。
    - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関する事
    - (2) その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関する事

### (会議)

- 第5 協議会に代表者会議、担当者会議を置く。
- 2 代表者会議は、構成機関の代表者等により構成する。
  - 3 担当者会議は、構成機関が推薦する担当者をもって構成する。
  - 4 担当者会議の中に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(会議の開催)

第6 代表者会議及び担当者会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認める場合は、別表に掲げる構成機関以外の者を出席させ、協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第7 協議会の構成機関及び第6 2の規定により会議に出席した者は、法第24条に規定する秘密保持義務を負う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する

(別表)

東京都子供・若者支援協議会の構成機関

教育	東京都教育庁指導部 東京都教育庁地域教育支援部 東京都教育相談センター
保健・医療、福祉	東京都福祉保健局保健政策部 東京都福祉保健局少子社会対策部 東京都福祉保健局障害者施策推進部 東京都保健所長会 特別区保健所長会 東京都児童相談センター 東京都立萩山実務学校 東京都立誠明学園 東京都立中部総合精神保健福祉センター 東京都発達障害者支援センター
矯正・更生保護等	東京保護観察所 東京少年鑑別所 愛光女子学園 多摩少年院 関東医療少年院 警視庁生活安全部少年育成課 東京都保護司会連合会
雇用	厚生労働省東京労働局 東京都産業労働局雇用就業部 公益財団法人東京しごと財団
民間支援団体等	特定非営利活動法人育て上げネット 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 特定非営利活動法人青少年自立援助センター 特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク 特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会 特定非営利活動法人東京都更生保護就労支援事業者機構 国立大学法人お茶の水女子大学
調整機関	東京都青少年・治安対策本部総合対策部